

小中学校・保育所等における給食提供食材の事前放射能検査の見直しについて

福祉部保育課
教育部教育総務課

1. 給食提供食材の事前放射能検査の現状

- 測定方法 : その日提供される食材の事前測定。
測定は火曜日（学校：週1回、保育所：月2回）
- 測定機器 : GDM-12
定量下限は6.3ベクレル。定量下限以下は不検出。
- 公表方法 : HPで午前中に検査結果および検出測定値を公表
(食材納入先が同一のため1校ずつ検査実施)
- 基準値 : 厚労省の定めた基準値は、一般食材が100ベクレル、牛乳が50ベクレル等。
- 検出時の対応 : 万一、検出された場合には対応を協議し、中止または安全が確認された食材のみを提供する。

2. これまでの経緯

- ・平成23年11月から測定を開始
 - H23.11～12 全校、公立保育所測定
 - H24.1～9 小学校2校、給食センター分を測定
 - H24.1～ 民間保育所を測定
 - H24.10～H27.1 小学校1校、給食センター分を測定
 - H27.2～H31.3 小中学校の内1校分を測定
 - H31.4～R2.2 火曜日と木曜日に小中学校の内1校分を測定
 - R2.6～ 火曜日に小中学校の内1校分を測定
- 毎日測定

3. 見直しの理由

- ・平成23年から測定を行っているがこれまで放射能が検出されたことはない。
- ・国及び県により計画的なモニタリング調査を行い、基準値を超える食品が流通することがないよう結果に基づき出荷制限が行われている。
- ・職員、学校及び保育所の負担の軽減を図る。
(学校及び保育所職員に食材を教育委員会まで届けてもらい、職員が測定。測定は機器の校正後に行いホームページに公表するまで1回の測定で1～2時間程度を要する)
- ・県及び近隣市でも縮小・廃止傾向にある。
- ・HPの閲覧数が平成27年からの約6年間で1.4件/月程度となっている。

4. 今後の予定

- ・令和2年度で測定終了
- ・測定機器の返却等の手続きの確認